

大分県報

平成二十九年
第二八七〇号
四月七日

（金曜日）

目次

告示

- 心急入院指定病院の指定……………一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………二
- 道路区域の変更……………二
- 道路の供用開始……………二

教育委員会告示

- 県指定史跡の指定の解除……………二

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………三

公告

- 基本測量の終了（二件）……………三
- 競争入札参加者の資格に関する公示……………四
- 一般競争入札の実施（二件）……………五

○告示

大分県告示第二五十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の七第一項に規定する心急入院指定病院として、次の精神科病院を指定した。

平成二十九年四月七日

平成二十九年四月七日

大分県報（告示）

精神科病院の名称	所在地	指定期間
医療法人 積善会 千嶋病院	豊後高田市呉崎七三八番地一	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人 慈愛会 向井病院	別府市大字南立石二四一番地の一五	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人 哲世会 鶴見台病院	別府市大字鶴見四〇七五番地の四	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人 山本記念会 山本病院	別府市光町一四番三号	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人社団 親和会 衛藤病院	大分市大字上判田三四三番地	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人 善慈会 大分丘の上病院	大分市大字竹中一四〇三番地	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人 同仁会 大分下郡病院	大分市大字下郡一四一〇番地	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人 明和会 佐藤病院	大分市桜ヶ丘七番六七号	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人 至誠会 帆秋病院	大分市大字大分四二八二番地の一	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人社団 淵野会 淵野病院	大分市坂ノ市中央五丁目一番地二一 号	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人社団 青樹会 リバーサイド病院	大分市大字宮崎六番地の三	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人 とよみ会 仲宗根病院	大分市大字小野鶴一三三三番地	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人 雄仁会 加藤病院	竹田市大字竹田一八五五番地	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人 向心会 大貞病院	中津市大字中原八番地	平二九・四・一から 平三二・三・三まで
医療法人 起愛会 宇佐病院	宇佐市大字南宇佐一六五五番地	平二九・四・一から 平三二・三・三まで

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県告示第二百五十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

平成二十九年四月七日

大分県知事 広瀬 勝 貞

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
視覚障害	上野 一郎	医療法人上舟会 上野眼科医院 日田市本町一〇―一一	平二九・三・一六
ぼうこう又は直腸の機能障害	小南 達 矢	医療法人聖陵会 聖陵岩里病院 日田市大字高瀬一六番地の一八	〃
ぼうこう又は直腸の機能障害	砂原 賢 士	医療法人聖陵会 聖陵岩里病院 日田市大字高瀬一六番地の一八	〃
肢体不自由	山田 和 典	医療法人聖陵会 聖陵岩里病院 日田市大字高瀬一六番地の一八	〃
ぼうこう又は直腸の機能障害	山田 隆 史	医療法人聖陵会 聖陵岩里病院 日田市大字高瀬一六番地の一八	〃
ぼうこう又は直腸の機能障害	中嶋 健太郎	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一番地	〃

大分県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

大分県知事 広瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道岩戸五馬日田線 馬日田線	日田市天瀬町女子畑字金迫二五六六番一三地从先から 日田市天瀬町女子畑字榎木二四五八番三まで	後	一三・六 〃 四・三	三八九・〇
		前	九・二 〃 四・〇	三八九・〇

大分県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

大分県知事 広瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道岩戸五馬日田線	日田市天瀬町女子畑字金迫二五六六番一三地从先から 日田市天瀬町女子畑字榎木二四五八番三まで	平二九・四・七

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第六号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十六条第二項の規定により、県指定史跡の指定を次のとおり解除した。

平成二十九年四月七日

大分県教育委員会

区分	名称	指定年月日	所在地	所有者	解除年月日	備考
				大分県		

史跡	御塔山古墳	平三・三・二 六	杵築市大字狩宿一七〇八ほか(同一七〇七は除く。)	古庄剛ほか五人	平二九・二・九	国指定 史跡指定
	実相寺古墳群	平二五・三・一五 平二八・二・二三 追加指定	別府市大字北石垣字天神畑一五二三番地ほか	別府市及び滋野日出人ほか一人	平二九・二・九	国指定 史跡指定

〔次の図〕は、省略し、その図面を大分県教育庁文化課及び杵築市教育委員会文化・スポーツ振興課に備え置いて縦覧に供する。)

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による平成二十九年四月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年四月七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、七二二人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四

十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二二三、二六〇人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

大分市	一三一、九二二人
別府市	三三、一八八人
中津市	二三、二六八人
日田市	一八、九三三人
佐伯市	二一、二二五人
臼杵市	一一、四一八人
津久見市	五、四三七人
竹田市	六、六九五八
豊後高田市	六、五六二八
杵築市	八、六二六八
宇佐市	一六、二〇七人
豊後大野市	一〇、八六四人
由布市	九、八五三人
国東市・姫島村	九、一九二人
日出町	七、九〇三人
九重町・玖珠町	七、四七六八

○公 告

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年四月七日

大分県報(教育委告示・選管委告示・公告)

平成二十九年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

基本測量（一等磁気測量）

二 作業の地域

竹田市

三 作業の終了日

平成二十九年三月三日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

基本測量（基本重力測量）

二 作業の地域

大分市

三 作業の終了日

平成二十九年三月三日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十九年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする特定役務の種類

大分県教育委員会ヘルプデスク運営業務委託

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。
競争入札に参加することができる者は基準日（申請書を提出する日の前日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。

(一) 営業概要

(1) 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）

(2) 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）

(3) セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手場所、提出先及び問合せ先

大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六一―二〇七一

3 申請の時期

平成二十九年四月七日から同月二十六日までとする。なお、申請者が期日以降に申請

を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
 四 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(五)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後三年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加することができない。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

(五) 契約の履行を契約担当者の承諾を受けることなく第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成29年4月7日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の種類 大分県教育委員会ヘルプデスク運営業務委託
 - (2) 委託契約期間 平成29年6月1日から平成32年5月31日まで
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 次の条件をすべて満たしている者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

(3) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 入札日以前の3年間において、国(公園を含む。)又は地方公共団体においてヘルプデスクの運営経験を有する者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 競争入札参加資格

大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

(2) 申請の方法

上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、平成29年4月26日(水)までに(3)に掲げる部局に提出すること。

(3) 競争入札参加資格申請書の入手場所、提出先及び問合せ先

大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班
 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎本館7階
 電話 097-506-2071

4 契約に関する事務を担当する部局の名称

<p>大分県教育庁教育財務課情報化推進班 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 電話 097-506-5465 FAX 097-506-1792</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 上記4に同じ (2) 日時 平成29年4月7日（金）から同年5月23日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 上記5に同じ</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県庁舎新館13階 131会議室 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 (2) 提出期限 平成29年5月24日（水）午後2時00分 ただし、郵送の場合は平成29年5月23日（火）午後5時必着で上記4の部局まで提出すること。</p> <p>9 開札の場所及び日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎新館13階 131会議室 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 (2) 日 時 平成29年5月24日（水）午後2時00分 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項 見積金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p>	<p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2) 上記2の(2)の資格を取得した者（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）</p> <p>11 契約保証金に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第5条第3項第9号の規定により免除する。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>15 その他 (1) この入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の削減又は削除があった場合には、この契約を解除する。 (3) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary (1) Outsourcing name Oita Board of Education Help Desk administration duties</p>
---	---

(2) Date and time for bid
2 : 00pm 24 May 2017

(3) The bid place

Oita government new building 13F 131 meeting rooms
3-1-1, Ootemachi, Oita City

(4) Contact about the bid

Oita Prefectural Board of Education Finance Division
Oita government building annex 7 F, 3-10-1, Funaichou, Oita City
870-8503 Japan Tel 097-506-5465

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成二十九年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 競争入札に付する事項

1 委託業務名 大分県旅券作成等業務委託

2 委託業務の内容 大分県旅券作成等業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

3 委託期間 平成二十九年六月一日から平成三十二年五月三十一日まで
（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三に規定
する長期継続契約）

4 履行場所 仕様書のとおり

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しな
い者であること。

2 大分県内に本社又は支社等を有していること。

3 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必
要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号）に定める入札参加資格を取得している
者であること。

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）又は民事再生法（平成十一年法律第二十
二五号）により更生手続、再生手続等をしていないこと。

5 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に
受けていない者であること。

6 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与の認定若
しくはISMS認証を取得している者又は個人情報保護の取扱いに関してこれらを取得
している者と同等の信頼性を有すると認められる者であること。

7 業務開始日までに旅券の作成業務の経験者を二名以上確保すること。ただし、平成二
十四年四月一日から入札公告の日までに、地方公共団体が発注する旅券の作成業務を履
行した実績がある者は、この限りでない。

8 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者
が、その経営に実質的に関与していない者であること。

（一） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七
号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（二） 暴力団員（同法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（三） 暴力団員が役員となっている事業者

（四） 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（五） 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約
等を締結している者

（六） 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

（七） 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難さ
れる関係を有している者

（八） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

三 契約条項を示す場所及び日時

1 場所 大分市荷揚町二番三十一号 大分市役所本庁舎 地下一階

大分県企画振興部国際政策課パスポート班
電話 ○九七―五三六―一七八六

ファクシミリ ○九七―五三六―一四七六

2 日時 平成二十九年四月七日から同年五月二日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日
に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午
前九時から午後五時まで

四 入札説明書を交付する場所及び日時

1 場所 大分市荷揚町二番三十一号 大分市役所本庁舎 地下一階

大分県企画振興部国際政策課パスポート班

2 日時 平成二十九年四月七日から同年五月二日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日
に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午
前九時から午後五時まで

大分県企画振興部国際政策課パスポート班

7 大分県報（公告）

平成二十九年四月七日

七

五 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、大分県旅券作成等業務に係る一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

1 提出書類

- (一) 申請書
- (二) 担当者届
- (三) プライバシーマークの付与の認定若しくはISMS認証を取得していることを証明するものの写し又はプライバシーマーク若しくはISMS認証と同等の信頼性を有する個人情報取扱の実施に係る届出書等
- (四) 平成二十四年四月一日から入札公告の日までに、地方公共団体が発注する旅券の作成業務を履行した実績がある場合には当該契約書の写し
- (五) 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書
- (六) 会社概要に関する資料（パンフレット等）

2 申請書等の提出期限

平成二十九年四月二十八日（金）午後五時まで

3 申請書等の提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに大分県企画振興部国際政策課パスポート班に必着のこと。また、封筒に「大分県旅券作成等業務に係る一般競争入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。

4 提出部数

各一部

六 入札説明会

実施しない。

七 入札の場所及び日時等

- 1 場所 大分市大手町三丁目一番一号 県庁舎本館 一階 一・二会議室
- 2 日時 平成二十九年五月十日（水）午前十時

八 開札の場所及び日時等

1 場所 七の1と同じ

2 日時 平成二十九年五月十日（水）午前十時

3 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第百六十七条の八第四項により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、直ちにその場で行うものとする。

九 落札者の決定方法

1 有効な入札書で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。

2 落札者となるべき同価の入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

十 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第二十条第三項第二号の規定により入札保証金の全部を免除する。

十一 無効入札に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- 1 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- 2 競争に際し、不当に価格をせり上げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

札

- 3 本件の入札について、二以上の入札書を提出した者のした入札
- 4 本件の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
- 5 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- 6 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

7 入札に際し、不正の行為を行った者による入札

8 提出書類に虚偽の記載を行った者のした入札

9 その他入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

十二 最低制限価格に関する事項

設定しない。

十三 その他

1 この入札に係る契約は、地方自治法第二百三十四条の三に規定する長期継続契約であ

るため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出
予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手側と契約を解除できるものとする。

2 その他の詳細は、入札説明書による。

3 本件入札及び契約に関する事務を担当する部局 大分県企画振興部国際政策課パスボ
ート班

平成二十九年四月七日

大分県報（公告）

九